

## キ 建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限

うるおいのある都市空間の形成及び周辺環境と調和した良好な景観形成のため、建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限を定めます。

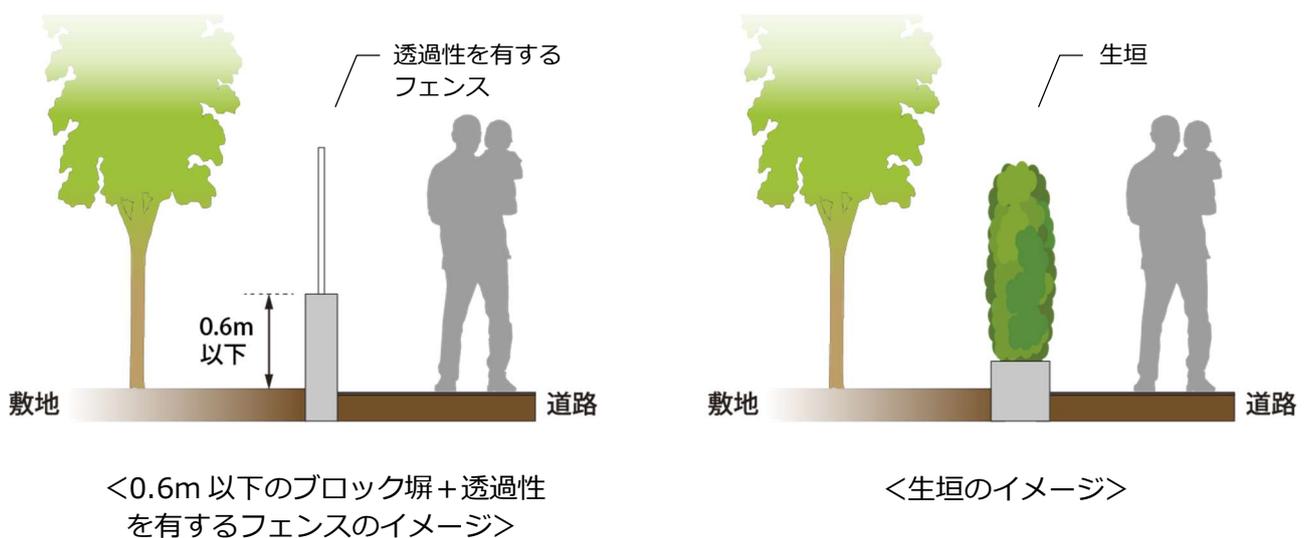
商業・業務地区【調布市】	医療福祉・文教地区【調布市・狛江市】
建築物等の形態又は色彩その他の意匠については、原色を避ける等周辺の環境や建築物と調和した落ち着いたものとし、良好な景観の形成を図る。	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱並びに工作物の色彩は、街並みと調和した落ち着いた色調とし、調布市景観計画及び調布市景観形成ガイドライン並びに狛江市景観まちづくりビジョン第2編ガイドライン編の規定に適合するものとする。</li> <li>2 屋外広告物等を設置する場合には、調布市景観計画及び調布市景観形成ガイドライン並びに狛江市景観まちづくりビジョン第2編ガイドライン編の規定により、周囲の景観に配慮するよう、形態及び設置場所に留意したものとする。</li> </ol>

## ク 垣又は柵の構造の制限

緑豊かな周辺の住環境との調和及び地震に対して安全な環境の形成を図るよう、垣又は柵の構造の制限を定め、高さの高いブロック塀を制限し、沿道の緑化を誘導します。

商業・業務地区【調布市】	医療福祉・文教地区【調布市・狛江市】
—	<p>安全で快適な歩行空間及び緑豊かな街並みを形成するため、道路、公園、広場その他の公共空地に面して設置する垣又は柵の構造は、生垣又は透過性を有するフェンスとし、ブロック塀その他これに類するものを設けてはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 垣又は柵の基礎の部分のうち、地盤面からの高さが0.6m以下の部分</li> <li>(2) 法令の規定により設置する必要のある部分</li> <li>(3) 隣地のプライバシー等への配慮を目的として設ける部分（ブロック塀その他これに類するものは除く。）</li> </ol>

### 【垣又は柵のイメージ】



## (3) 土地の利用に関する事項

地区内に現に存する樹木等については、その自然環境の維持及び保全に努めるとともに、可能な限り敷地内、屋上、壁面等の緑化に努めるものとする。

学校施設のグラウンドは、将来にわたってオープンスペースとして維持し、学校未使用時は市民に一時開放可能な運動施設として整備及び活用を図る。

## 5 今後のスケジュール(予定)

まちづくり懇談会

令和3年9月26日, 27日

※新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点より懇談会を中止し、  
素案の公表及び素案に対する意見募集を行いました。

今回

原案説明会

令和4年1月14日, 15日

都市計画法第16条に基づく告示・縦覧

地区計画の原案又は案を作成する場合には縦覧を行います。

また、都市計画法に基づき意見書を提出することができます（16条縦覧は下記の土地所有者等、17条縦覧は市民等が対象です）。

### ●16条縦覧の意見書を提出できる方

- (1) 地区計画の案に係る区域内の土地の所有者その他対抗要件を備えた地上権若しくは賃借権又は登記した先取特権、質権若しくは抵当権を有する方
- (2) その土地若しくはこれらの権利に関する仮登記、その土地若しくはこれらの権利に関する差押えの登記又はその土地に関する買戻しの特約の登記の登記名義人

### ●意見書の提出方法

意見書を提出される方は、以下の事項を記載した意見書に、権利を有する土地の付近見取図を添付し、必ず書面にてご提出ください。

- (1) 提出者の氏名又は名称、住所又は所在地及び電話番号並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- (2) 地区計画の名称
- (3) 権利を有する土地の所在地、権利の種類及び面積
- (4) 意見及びその理由

### ●意見書の提出先

- ・ 狛江市役所まちづくり推進課（狛江市役所5階）へ持参、郵送、ファックス及びメール
- ・ 調布市役所都市計画課（調布市役所7階）へ持参及び郵送

都市計画法第17条に基づく告示・縦覧

令和4年4月頃

都市計画審議会（付議）

都市計画決定（変更）

令和4年7月頃

地区計画条例改正

令和4年9月頃

## 地区計画の変更について

当地区において、現在、狛江市では「和泉本町四丁目周辺地区地区計画」、調布市では「国領町8丁目周辺地区地区計画」をそれぞれ定めています。

今回は、それぞれの地区計画を変更（廃止）し、新たに1つの地区計画に決定（統合）します。

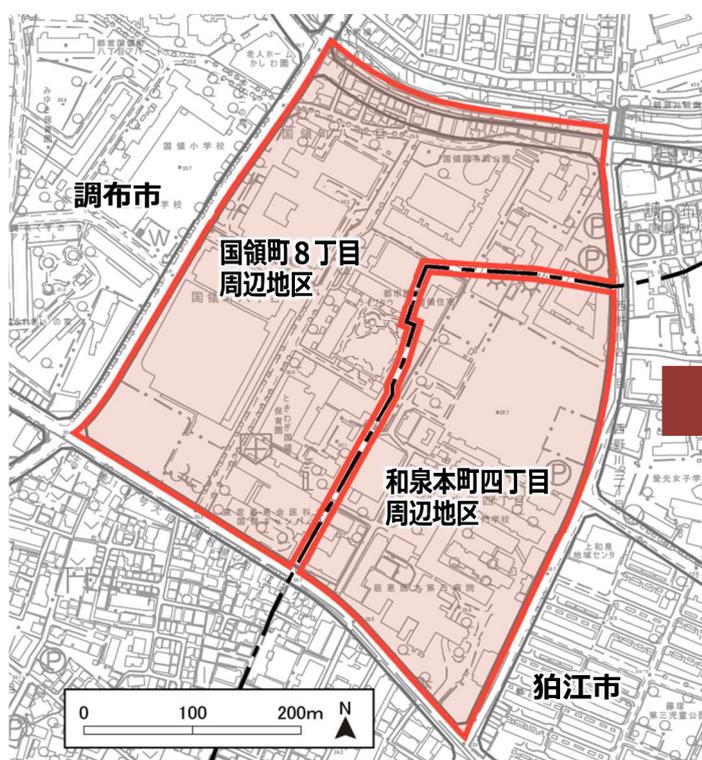
平成 26 年

和泉本町四丁目  
周辺地区地区計画

国領町 8 丁目  
周辺地区地区計画

一つに統合します

国領町八丁目・  
和泉本町四丁目  
周辺地区地区計画



お問合せ先

狛江市 都市建設部  
まちづくり推進課 都市計画担当  
住所：〒201-8585  
狛江市和泉本町一丁目1番5号  
電話：03-3430-1305  
FAX：03-3430-6870  
Email：tokeit01@city.komae.lg.jp

調布市 都市整備部  
都市計画課 市街地整備係  
住所：〒182-8511  
調布市小島町2丁目35番地1  
電話：042-481-7444  
FAX：042-481-6800  
Email：keikaku@w2.city.chofu.tokyo.jp